

## 藤岡市公益通報の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法に基づく公益通報及びその他の法令違反行為等に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、行政運営における適正かつ公正な執行の確保及び事業者の法令遵守の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市職員 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

イ アに掲げる者で、内部通報の日前1年以内に退職したもの

(2) 市職員等 前号に規定する市職員のほか、次に掲げる者をいう。

ア 本市から事務又は事業を受託し、又は請け負った事業者並びにその役員及び従業員

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員、従業員、代理人その他の者で、本市事務事業に従事するもの

ウ 本市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

エ アからウまでのいずれかに該当する者で、内部通報の日前1年以内に退職したもの

(3) 内部通報 市職員等がする法第3条第1号に規定する公益通報をいう。

(4) 外部通報 法第3条第2号に規定する公益通報をいう。

(5) 通報者 内部通報又は外部通報を行う者をいう。

(6) 法令違反行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 法令（本市に適用される条例、規則その他の規程を含む。）に違反する行為（違反するおそれのある行為を含む。）

イ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為（損なうおそれのある行為を含む。）

### (内部通報)

第3条 市職員等は、内部通報を行うときは、書面（電子メールを含む。）によ

り行うものとする。ただし、電話、面談等により必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

2 内部通報を行う市職員等（以下「内部通報者」という。）は、事実及び資料等に基づき、誠実に当該内部通報を行うよう努めなければならない。

3 内部通報者は、原則としてその氏名を明らかにするものとする。ただし、匿名を希望する場合は、この限りでない。

（内部通報者の保護）

第4条 市長は、内部通報者に対し、当該内部通報を行ったことを理由に、人事、給与その他の勤務上の取扱いについて、不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長は、内部通報者が当該内部通報を行ったことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、市職員等（市職員を除く。）が当該内部通報を行ったことを理由として、その労務提供先の事業者から懲戒処分その他の不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて改善措置を求めることができる。

4 管理又は監督の地位にある市職員は、内部通報者が当該内部通報を行ったことにより職場の環境が悪化することのないよう所属職員の行動に対し、適切に指導監督をしなければならない。

（内部通報窓口）

第5条 市長は、内部通報を受け付けるため、総務部職員課（以下「職員課」という。）に内部通報窓口を設置するものとする。

（内部通報の是正措置等）

第6条 市長は、調査の結果、法令違反行為等があると認めるときは、速やかに是正権限を有する部署に対し、是正措置及びその他適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、通報者に対し、遅滞なく、その内容を通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じた後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は、改めて是正に必要な措置を講じなければならない。

（外部通報）

第7条 外部通報を行うときは、書面（電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、電話、面談等により必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

(外部通報窓口)

第8条 市長は、外部通報を受け付けるため、総務部総務課（以下「総務課」という。）に外部通報窓口を設置するものとする。

2 総務課その他当該外部通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する部署（以下「処分等担当課」という。）は、外部通報に対応する職員を必要最小限とするように努め、通報者の秘密を保持するために必要な対策を講ずるものとする。

3 外部通報を受理した場合は、当該外部通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、処分等担当課の長に対し、必要な調査を行うよう依頼するものとする。

4 市が処分又は勧告等を行う権限を有しない事実について、外部通報が行われたときは、処分等担当課は当該通報者に対し、当該外部通報の事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を教示するものとする。

(調査の実施)

第9条 外部通報に関する調査は、処分等担当課が行う。

2 処分等担当課は、通報事実について、問題点の整理を行い、調査方針を定めるものとする。

3 第1項の調査は、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

(外部通報の是正措置等)

第10条 処分等担当課は、調査の結果、法令違反行為等があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置及びその他適切な措置を講じなければならない。

2 処分等担当課は、前項の措置を講じたときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく、その内容を通知するとともに、外部通報窓口へ報告するものとする。ただし、当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。